

# 計画の基本的考え方

## 第3章

## 第3章

## 計画の基本的考え方

### 1 計画の基本理念

宮崎県男女共同参画推進条例第3条に掲げる6項目の基本理念のもとに、男女が個人として尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮して、自分らしい生き方を選択することができるよう、男女共同参画をより一層推進していきます。

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮
- (3) 意思の形成及び決定への共同参画
- (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立
- (5) 男女の生涯にわたる健康への配慮
- (6) 国際社会における動向への配慮

### 2 計画の基本目標

#### I 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革

男女共同参画社会は、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かちあい、一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮して自分らしい生き方ができる社会であり、女性にとっても男性にとっても暮らしやすい社会です。

しかしながら、人々の意識の中に長い時間をかけて形作られてきた性別に基づく固定的な役割分担意識は根強く、その意識が影響した制度や慣行は依然として存在しています。また、男女共同参画は働く女性のみの問題として認識されることも多く、あらゆる人々にとって必要であるということが十分に広まっていない側面もあります。

こうした状況は、それぞれの人が理想とする生き方や社会での活動の可能性を狭めることにもつながるため、男性や子どもを含めたあらゆる立場の人々にとって男女共同参画が必要であるという認識が広まるよう、男女共同参画社会づくりに向けた意識改革を進めていきます。

## Ⅱ 男女が多様な分野で活躍できる環境の整備

男女共同参画社会を実現するためには、男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されていることが非常に重要です。

本県の女性の政策・方針決定過程への参画については、県の審議会等における女性委員の割合は全国でも高い水準ですが、それ以外の分野は低調であり、今後の取組を加速させる必要があります。

女性をはじめとする多様な人材がその能力を十分に発揮して様々な分野へ参画することは、将来にわたり活力ある社会を築いていく上で必要不可欠です。

女性の政策・方針決定過程への参画促進や、女性のチャレンジ支援により女性の活躍の場を広げるとともに、家庭や職場、地域社会などで男女が共に支え合い、いきいきと暮らしていけるよう、就業環境の整備や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現、地域における男女共同参画を促進し、男女が多様な分野で活躍できる環境の整備を進めていきます。

## Ⅲ 男女の人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる 社会の構築

私たちが目指す男女共同参画社会は、個人が尊重される社会であり、その基礎となる理念は人権の尊重です。男女を問わず、すべての人の人権が尊重され、差別や偏見のない社会を築いていく必要があります。

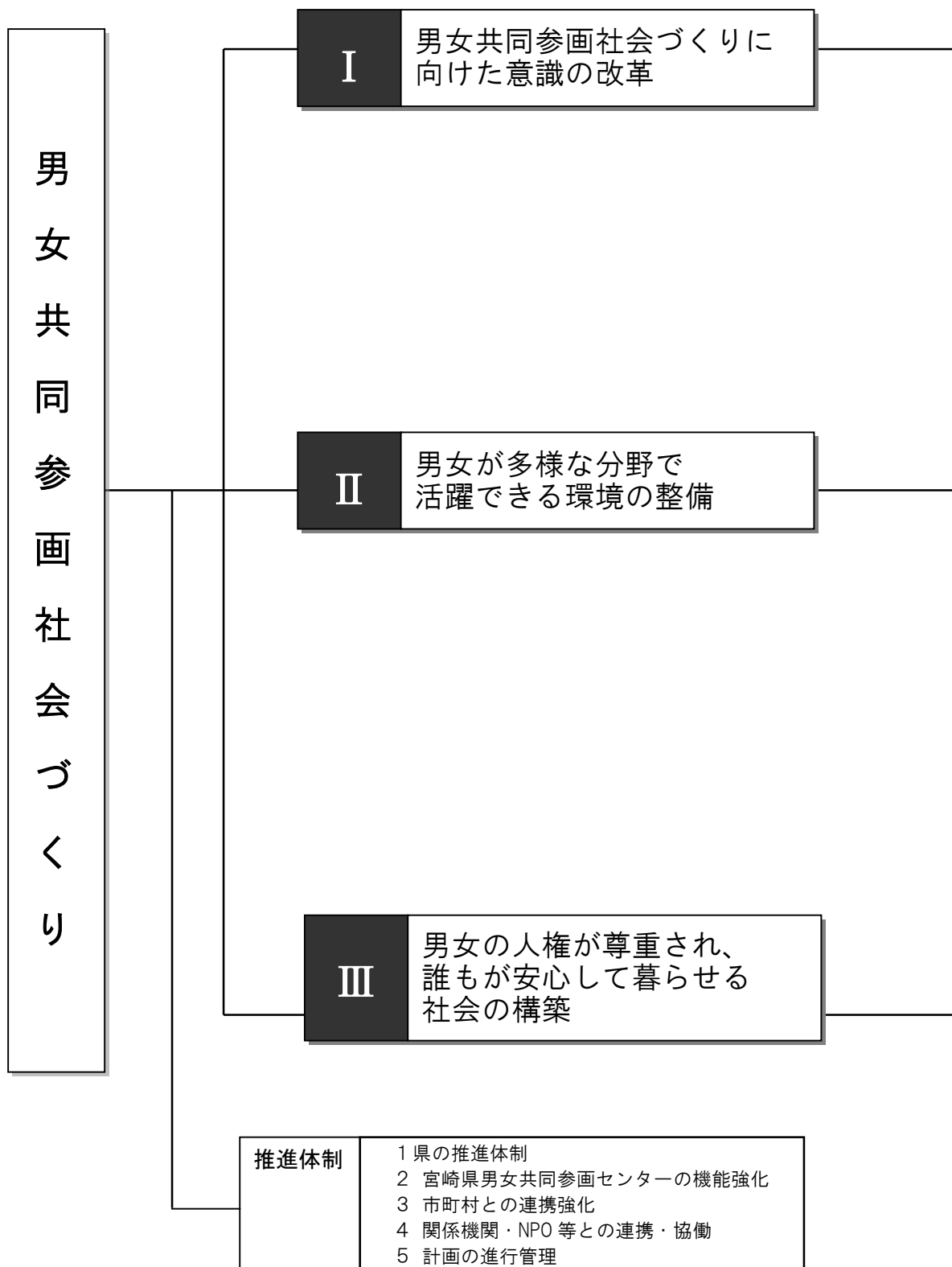
個人の人権に対する重大かつ深刻な侵害である暴力は、その対象の性別を問わず、決して許されるものではありませんが、特に、女性に対する暴力は、その根底に女性の人権の軽視や、男女が置かれている社会状況に根ざした構造的な問題があると考えられ、暴力の根絶に向けた取組を強化する必要があります。

また、男女が、互いの身体的性差を十分に理解し合い、思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提ともなることであり、男女が自らの身体について正しい情報を入手し、自分で判断し、健康を享受できるようにしていく必要があります。

さらに、昨今の雇用環境の悪化による非正規労働者の増加、ひとり親世帯、高齢単身世帯の増加など、生活上の様々な困難を抱える人が増加してきており、このような人々への配慮も求められていることから、誰もが安心して暮らせる社会の構築に向けた総合的な取組を進めていきます。

### 3 計画の体系

基本目標



重点分野

施策の基本的方向

1 男女共同参画の理解の促進

- (1) 理解と共感を広げる広報・啓発活動の推進
- (2) 男女共同参画を推進する学習機会の充実
- (3) 男女共同参画の視点に立った慣習・慣行の見直し
- (4) 男女共同参画に配慮したメディア表現の促進

2 男性・子どもにとっての男女共同参画の推進

- (5) 男性に対する広報・啓発活動の推進
- (6) 男性に対する支援体制の充実
- (7) 子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進
- (8) 子どもに関する支援体制の充実

3 社会における女性の活躍の場の拡大

- (9) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- (10) 女性のチャレンジ支援
- (11) 女性の人材の育成と情報収集・整備

4 男女の平等な就業環境の整備

- (12) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
- (13) 多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備
- (14) 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立

5 男女の仕事と生活の調和

- (15) 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し
- (16) 家庭・地域生活への男女の共同参画の促進
- (17) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実

6 地域における男女共同参画の推進

- (18) 地域における男女共同参画の基盤づくり
- (19) 地域づくり、観光、環境の分野における男女共同参画の推進
- (20) 防災の分野における男女共同参画の推進

7 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- (21) 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた環境づくり
- (22) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援体制の充実
- (23) セクシュアル・ハラスメント、性犯罪等対策の推進

8 生涯を通じた女性の健康支援

- (24) 性と妊娠・出産等に関する健康と権利に対する支援
- (25) 生涯を通じた女性の健康の保持増進対策の推進
- (26) 女性の健康に影響を及ぼす問題についての対策の推進

9 様々な生活困難を抱える人々への対応

- (27) ひとり親家庭の生活安定と自立支援
- (28) 高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

